

～高校生年代以下の児童のいる保護者のみなさま～

令和6年10月分(12月支給)より

児童手当の制度が変わります！

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。**必ず裏面をご確認ください。**

1. 変更内容

(※1)高校生年代：15歳～18歳(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)の児童
(※2)大学生年代：19歳～22歳(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)であり、
受給者が監護に相当する世話をし、その生計費を負担している子

① 高校生年代まで支給期間が延長されます

改正前(現行)	【改正後】
15歳年度末まで	18歳年度末まで

② 収入に関係なく、支給されます

改正前(現行)	【改正後】
所得制限 あり	所得制限 なし

③ 第3子以降の児童の支給額が増えます

改正前(現行)	【改正後】
3人目以降、1人につき 月額 15,000 円	3人目以降、1人につき 月額 30,000円

④ 支給日が変わります

改正前(現行)	【改正後】
年 3 回支給 (6, 10, 2月) 4か月分ずつ支給	年6回支給 (12, 2, 4, 6, 8, 10月) 2か月分ずつ支給

⑤ 第3子加算のカウント年齢が拡大します

改正前(現行)	【改正後】
高校生年代(※1)から年齢順に児童を数え、 小学生以下の児童が3人目以降となる場合に 多子加算が適用される。	大学生年代(※2)から年齢順に児童を数え、 高校生以下の児童が3人目以降となる場合に 多子加算が適用される。

例	児童年齢		支給月額
	21歳	対象外	対象外
	17歳	第1子	10,000円
	14歳	第2子	10,000円
	8歳	第3子	15,000円
	合計月額		35,000円

例	児童年齢		支給月額
	21歳	第1子	対象外
	17歳	第2子	10,000円
	14歳	第3子	30,000円
	8歳	第3子以降	30,000円
	合計月額		70,000円

2. 支給額

児童の年齢	支給金額(1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生年代	10,000円	

3. 申請期限

令和6年10月31日(木曜日)まで

※申請期限を過ぎても、令和7年3月31日までに申請があった場合は
12月支給以降に令和6年10月分から遡って支給します。

10月中の申請は
12月の支給に
間に合います



【お問い合わせ先】長瀬町役場 健康こども課 子育て支援担当

☎0494-66-3111 内線134・135 (受付時間 平日8:30～17:15)